令和６年度

五戸町

地域密着型サービス事業者

公募要項

（再募集）

令和６年１１月

五戸町　介護支援課

**１．公募の趣旨**

　　五戸町では、「第９期五戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい生活を可能な限り続けることができるように、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

　　本公募は、この計画に基づき地域密着型サービスの事業者を募集するために行うものです。

２．公募する地域密着型サービス事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 整備数 | 登録定員 | 整備圏域 |
| 小規模多機能型居宅介護  （介護予防含む） | １か所 | ２９人 | 五戸町全域 |

３．応募資格

（１）法人格を有している団体（法人格の取得見込を含む。）であること。

（２）本事業に必要な用地及び建物を所有又は賃貸借により自己で確実に確保できること。

（３）確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有していること。

（４）介護保険法第７８条の２第４項及び第１１５条の１２第２項の欠格規定に該当しないこと。

（５）過去３年以内に介護サービス事業者として監査において処分（改善勧告、改善命令、指定取消に限る。）を受けていないこと。

（６）事業者（法人及び法人の代表者）について、国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続き開始の申し立てが行われていないこと。

（８）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にいない団体であること。

４．整備に関する要件

（１）基本要件

　　　事業計画の策定にあたっては、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法、介護保険法、老人福祉法、その他の関係法令を遵守すること。

（２）着工及び事業開始時期

　　①　着工時期　　　　　令和７年度中

　　②　事業開始時期　　　令和８年４月１日（予定）

（３）事業予定地について

　　①　事業予定地については、原則として所有権を有していること。

　　②　応募の段階で自己所有地が確保されていない場合は、土地売買契約確約書等を提出すること。なお正式な契約は、選考の結果「決定」の通知を受けた後に締結すること。

　　③　用地の自己所有が困難な場合は、借地でも可能であるが、借地により整備する場合は、事業の存続に必要な長期間（２５年以上）の賃借権又は地上権を設定し、かつ、賃借権に対抗できる権利（抵当権等）が設定されていないこと。

　　④　事業予定地が、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第３条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

　　⑤　事業予定地が土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律第７条で定められた土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び第９条で定められた土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されていないこと。

　　⑥　事業予定地が、国又は県で定める浸水想定区域に指定されていないこと。

（４）建物について

　　①　建物は自己所有又は賃貸借とし、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、事業の存続に必要な長期間（２５年以上）の賃貸借契約を締結すること。

　　②　周辺の環境にあった外観にすること。

　　③　建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分留意すること。

　　④　開設予定地の地域住民（近隣に居住している住民のほか自治会等）には、建物と事業内容についての説明を行い、地域住民の理解を得るとともに、その経過等を提出すること。また地元自治会長及び建設予定地に隣接する土地所有者等から、建設・事業に係る同意を必ず得ること。なお、説明に当たっては、「五戸町の事業者公募に応募し、整備事業者として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」という旨を資料等に記載するなど、地域住民の誤解を招かないよう十分注意すること。

（５）施設整備について

　　①　基準は、「五戸町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」、及び「五戸町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」の各章に準ずること。

　　②　町から要請があった場合、災害時における福祉避難所として協力すること。

５．運営条件

（１）利用者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに、利用者の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。

（２）明るく清潔で、町民に親しみやすく、地域に開かれた施設に配慮すること。

（３）利用者、利用者家族、地域住民の代表者、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等及び町職員並びに事業者からなる運営推進会議を定期的に開催し、課題の解決とサービスの向上に努めること。

６．応募手続

（１）公募要項の配布

　　①　期　　間　　令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月２９日（金）まで

　　　　　　　　　　（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く）

　　②　時　　間　　午前９時から午後５時まで

　　③　場　　所　　五戸町役場　介護支援課　介護保険班

　　※再公募の要項及び様式等は、町ホームページからもダウンロードが可能です。

　　　（町ホームページ：https://www.town.gonohe.aomori.jp）

（２）質問の受付及び回答

　　本要項に関する質問は、電子メールにより受け付けます。

　　①　受付期間　　令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月１２日（火）

　　　　　　　　　　（締め切り以降の質問は、公平性を期するため受け付けません。）

　　②　所定の質問書を必ず使用してください。電話やＦＡＸ、窓口での口頭での質問は受け付けません。

　　③　受け付けた質問に対する回答は、質問票提出者に電子メールで回答するとともに、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、電子メールでお知らせします。

　　④　応募状況や他の応募者に関する情報並びに法令等により確認できる事項については回答いたしません。

　　　　　　送付先　　五戸町役場　介護支援課　介護保険班

　　　　　　　　　　　kaigohoken@town.gonohe.aomori.jp

（３）応募書類の提出方法

　　①　応募事業者は、様式１「応募申込書」に提出書類を添えて、直接持参の上、提出してください。

　　②　提出書類は、別紙「提出書類一覧」のとおりです。

　　③　受付期間　　令和６年１１月１５日（金）から令和６年１２月２０日（金）まで

　　　　　　　　　　（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く）

　　④　受付時間　　午前９時から午後５時まで

　　⑤　提出場所　　五戸町役場　介護支援課　介護保険班

　　　　　　　　　　※提出の際は、前日までにご連絡ください。

　　⑥　提出部数　　２部（正本１部、副本１部）　※副本はコピー可

　　⑦　提出書類は、理由の如何に問わず返却しません。

７．提出書類の調製方法

（１）書類はＡ４サイズのフラットファイルに調製し、表紙及び背表紙に公募名及び法人名を記載してください。正本と副本の区別が容易にできるよう、「正」「副」の記載をしてください。また、はじめに「提出書類一覧」を綴ってください。

地域密着型サービス事業者公募申請書類（正）　法人名○○○○

（２）提出書類は、原則Ａ４版で作成してください。ただし、図面についてはＡ３版で作成し、Ａ４サイズに折りたたんでください。

（３）書類ごとにインデックスを付けた中表紙を挟んでください。なお、インデックスには一覧の番号及び書類名を記載してください。

（４）契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、必ず代表者名で原本証明をしてください。

　　　　【例】

この写しは原本と相違ありません。

令和６年　　月　　日

法人名　○○○○

代表者　○○　○○

８．応募に際しての留意事項

（１）事業者の選考の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は全て事業者の負担となります。

（２）応募書類提出後、事業者の都合による追加・変更は認められませんので、内容を十分精査のうえ提出してください。ただし、町が必要と判断した場合は、書類の修正等を求めることがあります。

９．整備事業者の選考等

（１）審査及び選考基準

　　①　１次審査（書類審査）

　　　　　提出された申請書類に基づき、書類審査を行います。

　　②　２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

　　　　　五戸町地域密着型サービス事業者選考委員会において、プレゼンテーションとヒアリングの内容を踏まえ、事業計画等を審査します。

（２）事業者の選定

　　　五戸町地域密着型サービス事業者選考委員会の審査結果に基づき、町長が選定します。

（３）審査結果の通知及び選定結果の公表

　　①　１次審査の結果は、全応募者に文書で通知します。１次審査を通過した事業者に対し、２次審査の日程等について文書で通知します。

　　②　整備事業者に選定された事業者には、令和７年２月下旬に文書で通知するとともに、町ホームページで公表します。

（４）その他

　　①　整備事業者が決定した後に辞退した場合は、次点の事業者を繰り上げて決定する場合があります。

　　②　選考結果に関する問い合わせには一切応じないものとします。

　　③　審査の過程で、町が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求める場合があります。提出書類の追加等に応じられない場合は、応募を辞退したものとみなします。

１０．事業者の指定

（１）介護保険法に基づく指定申請は、指定を受ける１か月前までに行うものとします。

（２）指定申請時において、公募時と内容が異なり、審査結果が大きく変わる場合や指定基準を満たさなくなった場合、又は虚偽の申請がなされた場合には指定しません。

（３）指定後において、指定に付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

１１．施設整備等に係る補助金

　　施設整備に係る経費については、「青森県地域密着型サービス等提供施設整備費補助金」等を活用する予定ですが、県の予算の関係で交付されないことも想定されます。

　　町単独での補助金交付は行いませんので、資金計画の策定に当たっては、補助金の不交付も想定し、計画してください。

　　参考までに、令和５年度の補助金額は次のとおりです。

（１）施設建設費補助金

　　ア　（新設の場合）　　　　　　　　　１施設当たり　　３６，２８８千円

　　イ　（空き家を活用した整備の場合）　１施設当たり　　　９，６２２千円

（２）施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金

　　　　　宿泊定員数１人当たり　　８３９千円

１２．公募スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募に関する質問受付 | 令和６年１１月　１日（金）から  　　　　１１月１２日（火）まで |
| 提出書類受付 | 令和６年１１月１５日（金）から  　　　　１２月２０日（金） |
| １次審査（書類審査） | 令和７年　１月中旬 |
| ２次審査（プレゼンテーション及び  ヒアリング） | 令和７年　２月中旬 |
| 事業者の決定（通知、公表） | 令和７年　２月下旬 |

１３．問い合わせ先

　　　　担　　当　　五戸町役場　介護支援課　介護保険班

　　　　住　　所　　〒039-1513　　五戸町字古舘２１番地１

　　　　電　　話　　０１７８－６２－７９５６

　　　　ＦＡＸ　　０１７８－６２－２２１６

　　　　Ｅ-mail　　kaigohoken@town.gonohe.aomori.jp